平成２７年（フ）第６８４号
横浜市戸塚区上矢部町2144番地
破産者　持丸　　光
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第７８７号
横浜市鶴見区寛政町２番２号
破産者　中村　竜太
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９号
神奈川県伊勢原市高森２丁目18番47号
破産者　松岡　武彦
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１３０号
神奈川県平塚市山下395番地の２、前住所神奈川県平塚市西八幡３丁目１番44号
破産者　石川アキ子
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第２１７号
神奈川県平塚市天沼２番26－３号
破産者　大曽根晴代
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第１０８号
愛知県稲沢市小池３丁目19番21―303号
破産者　後藤　南子
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１８１８号
福岡市早良区田村６丁目20番９号
破産者　横田　明美
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３１５号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵850番地１　レオパレスＧｅｎｉｕｓ　Ｕ１　109号、前住所福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘３丁目９番５号
破産者　青木　政志
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３８１号
福岡市南区屋形原３丁目１番14号
破産者　森　　鎮彦
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４２３号
福岡市西区愛宕浜２丁目１番９－405号
破産者　市丸　博人
1　決定年月日　平成27年８月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第４５１号
福岡県糟屋郡宇美町ひばりが丘１丁目６番６号
破産者　兒島　　圭
1　決定年月日　平成27年８月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７８号
大阪府豊能郡能勢町倉垣49番地
破産者　西冨　　修
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２７２号
東京都足立区六町３丁目８番53―402号、開始決定時の住所兵庫県川西市新田３丁目21番15号
破産者　小𠮷　貴志
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２８７号
兵庫県伊丹市鴻池４丁目６番16―202号
破産者　森田　信行
1　決定年月日　平成27年８月27日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２００号
愛知県蒲郡市海陽町３丁目12番地３　海陽学園教職員宿舎220
破産者　高見澤　謙
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第４４２号
福岡市早良区室見１丁目21番28号、前住所長崎県西彼杵郡時津町浦郷301番地15
破産者　山田　康子
1　決定年月日　平成27年８月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２号
青森県青森市浪岡大字女鹿沢字平野155－１（国立病院機構青森病院）、住民票上の住所青森県黒石市大字上十川字北原二番56番地２
破産者　葛西嘉四三
1　決定年月日　平成27年８月31日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部